

令和4年度 輸出環境整備推進委託事業

(輸出事業者登録推進事業（中華人民共和国の輸入規制に対応するための体制整備実証調査事業）)

事業報告書

(概要版)

令和5年3月28日

受託者：一般財団法人新日本検定協会

目 次

1. はじめに.....	3
2. 事業の目的.....	3
3. 事業の実施期間.....	3
4. 事業の概要.....	3
5. 事業の結果.....	6

◆添付資料

1-1： 附件 4 要求事項カテゴリー別解説資料

1-2-1～11：（カテゴリー別） 附件 4 添付資料例

2： リーフレット①中国向け輸出食品の製造等企業登録について

3： リーフレット②中国向け輸出食品の農林水産省への登録申請方法

4： リーフレット③中華人民共和国輸入食品海外製造企業登録管理システムへの登録申請方法

1. はじめに

中華人民共和国（以下「中国」という。）において「輸入食品国外生産企業登録管理規定」（税関総署令第248号）（以下「新規定」という。）が2022年1月1日に施行され、農林水産省において令和4年度輸出環境整備推進委託事業（輸出事業者登録推進事業（中華人民共和国の輸入規制に対応するための体制整備実証調査事業））が実施されることとなった。弊協会（一般財団法人新日本検定協会）において本事業を受託したので、本事業の実施結果を報告する。

2. 事業の目的

新規定によると、指定品目（新規定第7条に規定された品目。以下同じ。）については生産国の管轄当局において登録を行った上で管轄当局から中国当局へ登録申請し、指定品目以外は企業自ら中国当局へ登録することとされている。指定品目の登録手続については、新規定施行前後に判明した規定の運用に伴い、中国当局への登録手続等が変更になる等追加的な対応が求められている。また、指定品目以外は中国当局のホームページにアクセスし、中国語又は英語で企業の情報の入力や登録に必要な資料をアップロードする必要がある。このため、本事業では、指定品目の登録手続き体制整備の実証を行い、申請の際に必要な中国強制国家標準の内容整理・調査、企業への周知、認定のための事前審査、管轄当局へ登録するための資料のとりまとめを行うとともに、指定品目以外についても登録手続きの案内・周知を行い、中国向けの農林水産物・食品の輸出の円滑化に資することを目的とした。

3. 事業の実施期間

令和4年4月13日～令和5年3月28日

4. 事業の概要

（1）ガイダンス附件4の基準整理・調査（添付資料1-1、1-2-1～11）

税関政務サービス手続ガイダンス（000129012000）“輸入食品国外生産企業登録”（以下「ガイダンス」という。）附件4の「海外製造企業の登録条件及び対照チェックポイント」のうち、農林水産省を通じて登録する品目について各附件に記載された品目毎の基準を整理・調査を実施した。具体的には、附件4の「条件の根拠」、「記入上の注意事項及び証明資料」及び「審査の要点」で求められている要求内容及び提出資料例、並びに中国当局が示す記入例を調査し、製造等事業者が利用しやすいように、品目毎にとりまとめ・整理した一覧表を作成した。併せて製造等事業者が作成しなければならない品目毎の附件4添付資料と目録の作成例を作成した。作成した資料は農林水産省輸出・国際局輸出支援課（以下「事業担当課」という。）へ提出し、令和4年7月21日より農林水産省のHPにて公開された。

（2）リーフレットの作成及び企業への周知サポート（添付資料2、3）

作成時点での最新の情報に基づき、以下2種類の2022年度版のリーフレット（電子媒体のみ）を作成し、事業担当課へ提出した。作成にあたっては、今後中国当局による対応の変更があった際に迅速に修正変更等ができるよう、Microsoft Power Point を用いてデザインを作成した。作成し

たリーフレットは令和4年5月13日付で農林水産省 HP にて公開され、事業担当課が実施する企業への周知活動に対し、新規規定に関する問い合わせについて、弊協会でも問い合わせ専用電話番号及びメールアドレスを設けて対応した。

作成したリーフレット

- ①「中国向け輸出食品の製造等企業登録について」
- ②「中国向け輸出食品の農林水産省への登録申請方法」

(3) 認定・変更・廃止のための事前審査及び問合せ対応

中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、eMAFF を通じてなされた申請に対し、認定のための事前審査業務を行った。また、指定品目の認定審査に関する問い合わせ対応を、eMAFF お問合せ機能、弊協会の問い合わせ専用電話番号およびメールアドレスにて行った。

＜事前審査の実施数＞

- ・2022 年度認定申請数：21 件（2021 年度申請による申請 1 件も含む）
- ・2022 年度変更承認申請数：59 件
- ・2022 年度廃止届数：4 件

（集計期間：令和4年4月13日～令和5年3月22日速報値、事前審査中も含む）

申請により提出された資料等には不備、不足があるものが多数あった。主な不備、不足の内容は以下の通りである。

- ・ 附件4 添付資料、目録の内容不備、未提出
- ・ 附件4 の記入、チェック、サイン及び押印の不備、未提出
- ・ シングルウインドウ入力情報への入力内容の不備、未提出
- ・ 別紙様式1 の別紙（別紙様式1 関連）Declaration of manufacturer の不備、未提出
- ・ 営業許可証、営業届出書の写し、食品衛生監視票の不備、未提出

＜問い合わせ対応数＞

- ・ 指定品目に関する問い合わせ数：167 件

（集計期間：令和4年4月13日～令和5年3月16日速報値）

月別問い合わせ件数

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
15	19	12	18	21	22	13	13	12	8	9	5	167

主な問い合わせ内容は以下の通りである。

- ・ 制度全体についてよくわからないので教えてほしい
- ・ 農林水産省への認定申請手続きの方法について
- ・ eMAFF の操作方法について

- ・HS/CIQ コードの確認方法について
- ・輸出しようとしている製品が7条品目に該当するかどうかについて
- ・附件4と添付資料及び目録について
- ・認定申請に使用する様式がわからない
- ・申請内容に修正変更をする必要が発生したがどのようにすればよいかわからない
- ・水産物の手続きについて

(4) 認定のためのリストの作成

事業担当課において確認審査を終了した施設・企業等について一覧表に取りまとめた。

(5) 指定品目以外の登録方法についてのリーフレットの作成及び企業への周知サポート（添付資料4）

指定品目以外の品目を国際貿易シングルウィンドウの「輸入食品海外製造企業登録管理応用」ページから登録申請する方法、手順を具体的に示したリーフレット③「中華人民共和国輸入食品海外製造企業登録管理システムへの登録申請方法」を更新・作成して令和5年3月20日に事業担当課へ提出した。更新・作成にあたっては、今後の中国側の仕様変更に対応できるように、Microsoft Power Point をベースにしたデザインに変更し、2021年度リーフレットの内容を元に、最新の国際貿易シングルウィンドウの仕様に対応するよう内容を更新した。

(6) 指定品目以外の登録方法問合せ窓口

国際貿易シングルウィンドウの「輸入食品海外製造企業登録管理応用」ページから登録申請する方法、手順を具体的に案内する専用電話窓口及びメールアドレスを設け、平日9:00～17:00の間、問い合わせ窓口対応を行った。

問い合わせ対応の実施数は以下の通りである。

- ・指定品目以外に関する問い合わせ対応数（9条品目）：646件
 - ・指定品目か否か不明な状態での問い合わせ対応数：232件
- （集計期間：令和4年4月13日～令和5年3月16日速報値）

月別問い合わせ件数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
65	84	100	78	95	99	76	77	59	35	68	42	878

主な問い合わせ内容は以下の通りである。

（全般に関する事項）

- ・制度全体についてわからないので教えてほしい
- ・輸出をしているが製造者ではない。登録が必要か？
- ・シングルウィンドウへの登録方法について
- ・HS/CIQ コードの調べ方について

- ・輸出しようとしている製品は7条か9条かを教えてほしい
- ・マニュアルを見ているが操作方法がよくわからない

(アカウントに関する事項)

- ・アカウント作成ができない、作成したがログインできない
- ・ユーザー名、パスワードを忘れてしまった
- ・取引先が勝手に自社名でアカウントを取得してしまったようで、自社でアカウント作成ができない状態である。アカウントを削除したいがどうすればよいのか？
- ・法人番号でアカウントを作ったのち、情報登録しようとしたがなにかメッセージが出てそれ以上進めない

(表示、操作方法などに関する事項)

- ・認定されたかどうか確認する方法がわからない
- ・英語（もしくは中国語）のメッセージがでているが、内容がわからない
- ・シングルウィンドウシステムが表示されない（ブラウザの問題等）

(申請内容について)

- ・商品の追加登録方法について
- ・申請をしたところ GACC より拒否となった。なぜか？
- ・代表者が変更になった。どのような手続きをすればよいのか
- ・申請をしてかなり経つが GACC からのリアクションがない。進捗を確認したいがどうすればよいのか？
- ・シングルウィンドウの個別の登録項目についての質問

5. 事業の結果

本事業の実施により、中国向け食品輸出事業者の登録手続きの推進に一定の成果が得られたと考える。

令和3年8月より始まった農林水産省における中国向け輸出食品の製造等企業登録の手続きは、直接中国当局へ手続きをしなければならない指定品目以外も含め、その後の度重なる中国当局側の要求事項の変更、シングルウィンドウシステムの仕様変更等の影響を受け、制度全体が輸出事業者にとって非常にわかりにくく、対応に苦慮するものとなっていた。リーフレットの公開により、新規の制度全体についての理解が事業者において進み、ガイダンス附件4の要求事項の詳細が整理されたことで中国向け輸出に取り組む事業者がどのような対応をすべきかが明確に示された。本事業開始当初、月当たり100件以上あった問い合わせ窓口への問い合わせも、10月以降は月平均70件程度に落ち着いている。問い合わせ内容も、より詳細で具体的な手続き方法の相談やすでに登録済みの案件についての変更、追加等方法の相談などが増えてきており、制度、手続きそのものについて事業者が理解し、行動をした上での相談に移行しつつあると推測される。

しかしその一方で、指定品目に求められるガイダンス附件4の要求事項を満たすために事業者が取り組まなければならない中国の衛生管理要件、提出資料の内容及び作成方法などについては、いまだ多くの事業者が苦慮している状況であると考ええる。認定を申請する事業者の大半は、ガイダンス附件4を中心とした提出資料の内容に多くの不備、不足がみられ、何度も修正を経てようやく事

業担当課の認定審査に至る状況であり、まだスムーズに進行できているとは言えない。

指定品目の輸出認定申請においては、事業者は中国食品安全関連法規を熟知し、ガイダンス附件 4 に関する要求事項を満たす衛生管理体制を整備、構築した上で提出が求められる申請資料等を準備する必要があるということが広く周知されるよう期待する。

また指定品目以外の 9 条品目についても、シングルウインドウシステムの仕様変更や品目コード（HS/CIQ コード）の変更などがいまだ続いており、運用が安定していない。シングルウインドウシステムでは登録事業者が中国当局と直接コミュニケーションを取りづらいため、適切に登録申請ができているか不安に感じる事業者も多い。

本報告書を今後登録申請が必要な事業者の事業者の円滑な登録申請にご活用いただきたい。